

建設業者 各位

壱岐市長 白川 博一  
(公印省略)

### 壱岐市建設工事入札参加業者の社会保険等未加入対策について

本市発注の建設工事における社会保険等未加入対策について、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

#### 1. 「社会保険等」とは

健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいう。

#### 2. 実施内容

平成29年4月1日以降に発注する建設工事については、すべての入札案件に社会保険等未加入業者が参加することができなくなります。

( ※ 平成29年度の入札参加資格申請はできません。 )

#### 3. 確認方法 (平成29年度分の場合)

- 原則として、経営規模等評価結果通知書により確認します。(平成29年1月に実施する壱岐市競争入札参加資格審査申請において提出したもの)
- 経営規模等評価結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄にひとつでも「無」がある場合は社会保険等未加入業者とみなします。(3つの欄全てが「有」又は「除外」となっている場合は社会保険等加入業者とみなします)
- 上記により社会保険等未加入業者とみなされた場合、その後、社会保険等の加入を証明する書類の提出があったとしても、平成29年度の壱岐市発注の建設工事の入札には参加できません。

問い合わせ先

壱岐市役所

総務部 財政課 契約班

TEL 0920-48-1114 FAX 0920-48-1553

E-mail iki-zaisei@city.iki.lg.jp